

12月3日(水)～9日(火)は『障害者週間』

障がいのある方に対する社会的な障壁を取り除き、社会参加を推進していくために、理解と認識を深めるための週間です。

「障害者差別解消法」をご存じですか？

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

《 障害者差別解消法のポイント 》

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国や地方公共団体など	禁 止	法的義務
民間事業者(※)		

※ 個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。

「不当な差別的取扱い」

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為。正当な理由があると判断した場合は、その理由を説明し、理解を得られるように努めることが大切です。

(例) 受け付けで対応を拒否もしくは後回しにする／本人を無視して介助者や支援者、付き添いの方だけに話し掛ける など

「合理的配慮」

障がいのある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの配慮を求められた場合に、負担になりすぎない範囲で対応すること。

(例) 段差がある場合、スロープなどを使って車椅子利用者を補助する／筆談、読み上げなど、コミュニケーションの方法を工夫する

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

ヘルプマークは義足や難病の方など、外見からわからなくても支援や配慮を必要としている方が、周囲の方にそのことを知ってもらうためのマークです。ヘルプマークを持っている方には思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプカードは、緊急連絡先や詳しい支援内容を記入し、災害時や日常生活で困ったときに周囲の方に理解や支援を求めるためのカードです。

◇配布場所 阿久比町役場 ふくし課⑩窓口
保健センター

■問い合わせ先
ふくし課障害福祉係 ☎(48)1111(内1121)

